連絡事項

第三管区海上保安本部 交通部



つ 走錨事故防止対策の基本事項



湾外避難の推進

> 自船の安全確保や東京湾全体の走錨事故を低減するため、湾外避難を推進

湾外避難イメ―ジ図(東京湾)



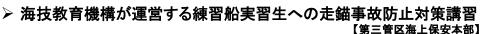
この実効性を担保するため、 港外避難勧告の運用改善等を検討



船上対応に関する対策

> 関係行政機関の連携による走錨事故防止対策講習

【運輸安全委員会事務局横浜事務所、関東運輸局、第三管区海上保安本部】



▶「非常に強い台風時の走錨による事故防止対策について」の周知 「運輸完全委員」

- ▶ オペ・レーター、船舶代理店等による、船長への走錨事故防止対策 の講習や周知(特に外国籍船への対応を徹底)
- > 船長による走錨事故防止対策の船内共通認識の構築



民側

幅広い関係者が当事者意識を持ち、 (海事関係者、施設管理者、関係官公庁等) それぞれの観点から、

船長の適時適切な判断をサポート



- 🕨 本検討委員会の検討結果、地域特性を踏まえた、
 - ・走錨事故防止対策のリーフレット作成
 - ・官民一体となった啓発活動



官側

運航管理に関する対策

▶ 東京湾海上交通センターによる監視警戒・情報提供等 (特に外国籍船への対応を徹底)

▶ 海上運送法等に基づく「安全管理規程」に、荒天時の 対応措置(陸上側から船舶側への情報提供)を明記するように改正 【国土交通省海事局】

▶ オペ・レーター、船主、船舶代理店等による安全管理規程の荒天時の対応措置に基づく情報提供等の実施(特に外国籍船への対応を徹底)

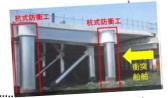
> リスクアセスメント手法の活用の推進



施設管理者による対策

施設管理者は、各施設における有効な走錨事故防止対策について、対応体制や設備整備を含め建設的に検討

- ・航路標識による錨泊船舶とへの施設の明示、
- ・監視カメラによる施設周囲の錨泊船舶等の把握
- サイレンの吹鳴
- ・防衝工やAIS信号所の設置 等々



有識者検討会資料より

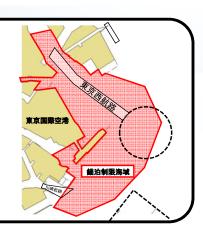


〇 優先検討施設・海域毎の走錨事故防止対策



東京国際空港【区分皿】

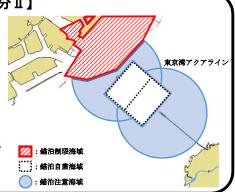
- ▶ 東京国際空港周囲2海里(一部除ぐ)の海域を 「<u>錨泊制限海域</u>」として設定
- ▶ 港則法第39条第4項に基づき、「錨泊制限海域」 内の錨泊船舶に対し、錨泊自粛を勧告
- → 錨泊自粛勧告に従わない船舶に対し、 同法第39条第3項に基づき、退去を命令





東京湾アクアライン [区分1]

- 〈風の塔〉 〈海ほたる〉 ▶ 川崎人工島及び木更津人工島周囲2海里
 - (錨泊制限海域を除く)の海域を
 - 「錨泊注意海域」として設定
- テ 行政指導として、船舶、オペレーター、船舶代理店等に注意を喚起するとともに、走錨事故防止対策を指導





海上シーパース及び南本牧ふ頭MC-3,4岸壁 [区分1]

(コスモ石油第2、京葉、京浜川崎、JXTGエネルキ・一扇島シーハ・ース)

▶ 東京湾海上交通センターによる 監視警戒及び情報提供等を実施



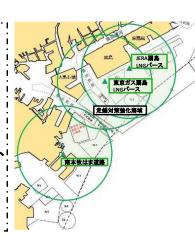


海上LNGシーバース及び南本牧はま道路 [区分Ⅲ] (JERA扇島LNGバース、東京ガス扇島LNGバース)

➤ JERA扇島、東京がス扇島LNGバース、南本牧はま道路周囲2海里(一部海域を除ぐ) の海域を「走錨対策強化海域」として設定

【走錨対策強化の勧告】

- 港則法第39条第4項に基づき、「走錨対策 強化海域」内の錨泊船舶に対し、<u>走錨対</u> 策強化を勧告
- 走錨対策強化の勧告に従わない船舶に対し 同法第39条第3項に基づき、停泊方法の指 定による具体的な走錨対策強化措置を命令



【高乾舷の船舶及び積荷積載率10%以下の船舶に対する錨泊自粛勧告】

- ▶ 港則法第39条第4項に基づき、「走錨対策強化海域」内の高乾舷の船舶 及び積荷積載率10%以下の船舶に対し、錨泊自粛を勧告
- ➢ 錨泊自粛勧告に従わない船舶に対し、同法第39条第3項に基づき、 退去を命令

【走錨初期における転錨、ちちゅう等への移行に関する勧告】

港則法第39条第4項に基づき、「走錨対策強化海域」内の錨泊船に対し、 走錨初期状態における転錨、ちちゅう等への移行に関する段階的かつ多重 的な勧告を発出



○ 優先検討施設・海域のリスク評価及び各走錨事故対策のまとめ

	施設名	リスク 走錨の リスク	ア評価 社会的 影響	区分	代替 錨地	主な対策
	東京国際空港	低	高	Ш	有	 ・ 錨泊自粛勧告・退去命令・海保による監視警戒・情報提供
コスモ石油第2シーパース 東京国際空港 京葉シーパース	海上LNGシーパース ・東京ガス扇島 ・JERA扇島	高	中	ш	無	 走錨対策強化を勧告・命令 転錨、ちちゅう等への移行に関する勧告 錨泊自粛勧告・命令 (高乾舷/積荷積載率10%以下の船舶) 海保による監視警戒・情報提供
東京湾アクアライン LNG/V-ス 京浜川崎 東ガス扇島シーハ・一ス LNG/バーク	南本牧はま道路	低	中	ш	有	 走錨対策強化を勧告・命令 転錨、ちちゅう等への移行に関する勧告 錨泊自粛勧告・退去命令 (高乾絃/積荷積載率10%以下の船舶) 海保による監視警戒・情報提供
河 本 牧 设はま道路	東京湾アクアライン	低	中	I	無	・錨泊注意海域の設定 ・海保による監視警戒・情報提供
南本牧ふ頭 Yica 4岸壁	海上シーパース ・コスモ石油第2・京葉 ・京浜川崎・JXTG扇島	低	低	Ι	無	・海保による監視警戒・情報提供
	南本牧ふ頭MC3,4 岸壁	低	低	Ι	無	・海保による監視警戒・情報提供

対応策の分類

- 【区分 I 】 海上保安庁においてAIS、カメラ、レーダー等による監視及び無線等による注意喚起を行う海域をいう。
- 【区分Ⅱ】 I に加えて強力な指導を行う海域を設定し、巡視船艇による指導を行うなどにより、重点的に警戒する体制を確保する 海域をいう。
- 【区分Ⅲ】 社会的影響を勘案しつつ、上記Ⅰ及びⅡに掲げる対策に加えて、船舶交通の安全等を担保するために、必要に応じ、 船舶の錨泊や航行等を制限する海域をいう。

〇 湾外避難及び入湾自粛 ~概要版~



第三管区海上保安本部

近年、関東地方を中心に過去に例のない強い勢力を維持したまま台風が来襲し、東京湾では走錨した一部の船舶が他の船舶や陸上施設へ衝突する事案等が発生している。

今後も、これまでに経験したことのない勢力の台風が、東京湾に来襲することが予想され、これまで実施してきた台風対策では十分に船舶の安全を確保できない状況も想定されることから、<u>特に勢力の大きな台風が直撃する等おそれがある場合</u>において、東京湾外への避難・入湾自粛を推進していく。

新たな推進方法

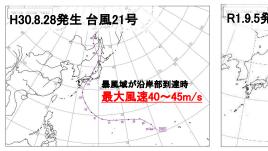
- 第三管区海上保安本部長から海事関係者等へ、湾外避難・入湾自粛の協力依頼文を送付
- 台風の影響の少ない湾外海域へ十分な時間的余裕をもって避難できるよう、湾内の各港長から避難勧告を早期に発出

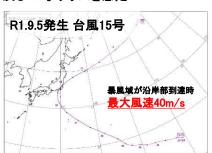
「イメージ図」 「早期かつ安全に湾外避難! 台風接近時、入湾自粛!

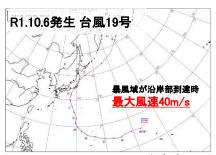
<避難勧告早期発出等の基準>

台風の来襲により、東京湾において最大風速40m/s以上の暴風が予想される場合

※ 平成30年 台風21号、令和元年 台風15号及び19号 クラスを想定







気象庁HPより

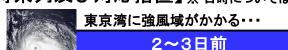
<湾外避難時期等>

各船長等の判断により、<u>各船の堪航性等を考慮して十分余裕のある時期に湾外に避難</u>また、荷役関係者・オペレーター・関係官公庁等が<u>船長の適時適切な判断をサポート</u>

~東京湾外へ避難~

※ 令和2年度、湾外避難する堪航性の低い船舶の安全確保等に資する検討を実施予定

【時系列及び対応措置】※日時については目安



1~2日前

〇時間前 〇時間前

\(\)

台風涌過

Step 1

特に勢力の大きな台風が、 発 生 し 東 京 湾 へ 接 近 協力依頼文 (海外避難・入海自粛) 本部長 → 海事関係者あて Step 2



東京湾各港における台風等対策委員会等

Step 3

勧告 第一警戒体制 (避難準備)

制

勧告 第二警戒体制 (避難勧告)

湾外避難完了

勧告解除